

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲等を行う。

二、車体課税

環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずる。

三、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税

居住用超高層建築物に係る新たな税額の算定方法の導入等を行う。

四、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、平成二十九年四月一日から施行する。